

坂出市債権管理マニュアル

平成29年12月
令和6年8月改定
坂出市総務部財務課

第1 はじめに・・・・・・・・・・1

第2 債権管理の基本方針・・・・・・・・2

1. 基本となる考え方・・・・・・・・2

2. 対象となる債権・・・・・・・・2

3. 債権管理の適正化に向けた取組・・2

(1) 滞納発生の抑止・・・・・・・・2

(2) 債権回収の強化・・・・・・・・2

(3) 数値目標の設定・・・・・・・・2

4. 債権管理庁内連絡会議の設置・・2

第3 債権の管理・・・・・・・・・・3

1. 債権の分類・・・・・・・・・・3

(1) 強制徴収公債権・・・・・・・・4

(2) 非強制徴収公債権・・・・・・・・4

(3) 私債権・・・・・・・・・・5

2. 日常の債権管理・・・・・・・・6

(1) 債権管理台帳の整備・・・・・・・・6

(2) 債権管理計画等・・・・・・・・7

3. 債権管理スケジュール・・・・・・・・7

(1) 強制徴収公債権・・・・・・・・8

(2) 非強制徴収公債権・私債権・・9

4. 債権管理事務・・・・・・・・9

(1) 強制徴収公債権の管理・・・・・・・・9

(2) 非強制徴収公債権の管理・・・・16

(3) 私債権の管理・・・・・・・・26

第4 会計上の処理・・・・・・・・37

1. 不納欠損の手続・・・・・・・・37

第5 参考・・・・・・・・・・38

関係法令・・・・・・・・・・38

第1 はじめに

市税や使用料、手数料などの市が有する債権については、ほとんどの市民が誠実に納付している一方で、資力があるにもかかわらず納付に応じない悪質な滞納者もあり、多額の収入未済が発生しています。

このような滞納が発生している現状は、市民に行政への不信を招くこととなりかねません。市民と信頼関係を築き、共働のまちづくりを推進していくためには、悪質な滞納者には厳正に対処し、市民負担の公平性を確保しなければなりません。

また、厳しい社会経済状況が続く中で、市民生活に必要な公共サービスを持続的に提供していくために、本市では、平成3年度から独自の行財政改革に取り組み、平成8年に「坂出市行財政改革大綱」を策定し、財政の健全化に取り組んできました。しかしながら、人件費の抑制や行政内部経費の削減には限界があることから、財政の健全化を実現するためには、市が自らの権限で徴収することができる自主財源の確保が非常に重要となっています。

市が有する債権については、地方自治法をはじめとする関係法令の規定に基づき、適正に管理しなければならないとされていますが、債権の取扱いについては、各債権所管課で基準が異なっており、全庁で統一した対応ができていませんでした。

そのため、このたび「坂出市債権管理マニュアル」を策定し、債権担当職員が債権管理事務に関する基礎的事項を十分理解したうえで適正な運用を行うことにより、全庁的な債権管理体制の強化を図るものです。

第2 債権管理の基本方針

1. 基本となる考え方

財政の健全化および市民負担の公平性の確保に向け、市が保有する債権について、全庁一体となり徹底した徴収強化を図る。

また、納付期間内に納付している大部分の市民が納得のいく債権管理を行うため、資力があるにもかかわらず納付に応じない悪質な滞納者に対しては、法律に基づき厳正に対処する。

2. 対象となる債権

本方針に基づき徴収の強化を図る債権は、市税を含むすべての公債権および私債権とする。

3. 債権管理の適正化に向けた取組

(1) 滞納発生を抑止

滞納発生の原因については、様々な要因が考えられるが、時間が経過し滞納が重なるほど問題解決が困難になることから、債権発生時における早期の取組を強化するとともに、期限内納付の推進に向けての収納機会の拡大・充実や民間ノウハウの活用などの検討を行い、滞納発生を抑止を図る。

(2) 債権回収の強化

法令に基づく督促を適切に行ってもなお、債務者が債務の履行に応じない場合は、早期の交渉に着手し納付を促すこととし、債務者がさらに納付に応じない場合、強制徴収ができる債権（公債権で滞納処分規定のあるもの）については滞納処分を実施する。強制徴収ができない債権（公債権で滞納処分規定のないものおよび私債権）については、司法手続きの着手など法令等に基づく適切な処理を行い、債権の確実な回収を図る。

(3) 数値目標の設定

収納実績を向上させるため数値目標を設定し、各債権所管課は目標達成に努める。

4. 債権管理庁内連絡会議の設置

副市長を会長とし、各課長で構成する「債権管理庁内連絡会議」を設置し、全庁的な徴収確保体制の構築を図る。

第3 債権の管理

1. 債権の分類

債権は、公法上の原因（賦課など処分）に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因（契約など）に基づく「私債権」に区分される。

そのうち、公債権は、市税（市民税、法人市民税、固定資産税等）のように個々の法令で強制徴収手続が規定されることにより裁判所の手続きが不要な「強制徴収公債権」と、個々の法令で強制徴収手続が規定されていないために強制徴収には裁判所の手続が必要な「非強制徴収公債権」の二つに区分される。

また、私債権については、非強制徴収公債権と同様に強制徴収には裁判所の手続が必要である。

市税外債権の種類

事項 \ 債権の種別	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
自力執行権の有無	有	無	
滞納処分の可否	地方税法の滞納処分 の例により処分する ことができる（地方自治 法第 231 条の 3 第 3 項）	滞納処分はできず、債権の回収には裁判所による回収手続が必要（地方自治法施行令第 171 条の 2）	
債権の消滅	時効期間の経過により消滅（地方自治法第 236 条）		時効期間の経過のみでは消滅しない（民法第 145 条）
時効の援用の必要性	不要		必要
督促手数料の徴収	可		不可
延滞金の徴収	可		不可（遅延損害金は徴収可）
不服申立て	可		不可
債権の主な例	介護保険料 保育所および認定こども園保育料 下水道使用料	各種手数料 児童扶養手当返還金	公営住宅使用料 各種貸付金

市税外債権の種別ごとの根拠法令の適用関係

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
納入の通知	地方自治法第 231 条		
督促	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項		地方自治法施行令第 171 条
手数料・延滞金	地方自治法第 231 条の 3 第 2 項		民法等
送達・公示送達	地方自治法第 231 条の 3 第 4 項		
徴収停止	地方税法等の準用	地方自治法施行令第 171 条の 5	
履行延期		地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項	
免除		地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項	
強制執行等		地方自治法施行令第 171 条の 2	
履行期限の繰上げ	地方自治法施行令第 171 条の 3		
債権の申出等	地方自治法施行令第 171 条の 4		
時効期間	地方自治法第 236 条第 1 項		民法第 166 条
時効援用・放棄	地方自治法第 236 条第 2 項		民法第 145 条
時効更新の効果	地方自治法第 236 条第 4 項		

(1) 強制徴収公債権

地方税法等の公法上の原因に基づいて発生する債権で、債務者が金銭給付義務を履行しない場合には、市が公法の規定により地方税法の滞納処分（債務者の給与、預貯金、不動産等を差し押さえて金銭化する一連の手続）の例により強制的に徴収できる債権をいう。強制徴収公債権は、地方自治法等の公法の規定により 2 年または 5 年の時効期間の経過によって時効消滅する。

(2) 非強制徴収公債権

公法上の原因に基づいて発生する債権ではあるが、強制徴収公債権とは異なり滞納処分をすることはできず、民事訴訟法に基づき裁判所に支払督促、訴えの提起等の手続きを行い、判決を受けるなどして債務名義を得た後に裁判所に強制執行（債務者の給与、預貯金、不動産等を差し押さえて金銭化する一連の手続）の申立てを行うことで回収できる債権をいう。

非強制徴収公債権も強制徴収公債権と同様に、公法の規定により 5 年の時効期間の経過によって時効消滅する。

(3) 私債権

市と相手方との私法上の原因（契約等）に基づき発生する債権で、民と民の契約と同様に、民事訴訟法に基づき裁判所に支払督促、訴えの提起等の手続を行い、判決を受けるなどして債務名義を得た後に裁判所に強制執行（債務者の給与、預貯金、不動産等を差し押さえて金銭化する一連の手続）の申立てを行うことで回収できる債権である。

私債権は、民法の時効規定が適用され、同法第 166 条の規定により債権者が権利を行使できること（権利の存在）を、①「知った時から 5 年」、②知らない時でも「権利を行使できる時（権利の発生時）から 10 年」の時効期間が適用される。ただし、時効の完成には、時効によって利益を受ける者（債務者）が時効の利益を受ける意思を表示（時効の援用）することが必要である。

2. 日常の債権管理

(1) 債権管理台帳の整備

債権は、以下に定める事項を記載した台帳を作成して適正に管理する。台帳は、滞納が発生した場合には、債権を回収するための基礎記録となるだけでなく、滞納者との交渉記録や催告の状況などの記録と併せて活用することで、滞納者に対する効果的な納付指導を行うことができる。その後、訴訟に発展した場合においても、裁判で市側の管理経過を説明する資料として有効である。台帳の管理は、記載されている個人情報の重要性から取扱う際には、市個人情報保護条例等の関係法令に十分留意する。

- | | |
|------|---|
| i | 債権の名称 |
| ii | 債務者の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地および名称並びに代表者の氏名） |
| iii | 債権の発生日または契約日 |
| iv | 債権の金額 |
| v | 保証人が設定されている場合はその住所、氏名等 |
| vi | 納付状況 |
| vii | 対応状況 |
| viii | その他必要と認める事項 |

(2) 債権管理計画等

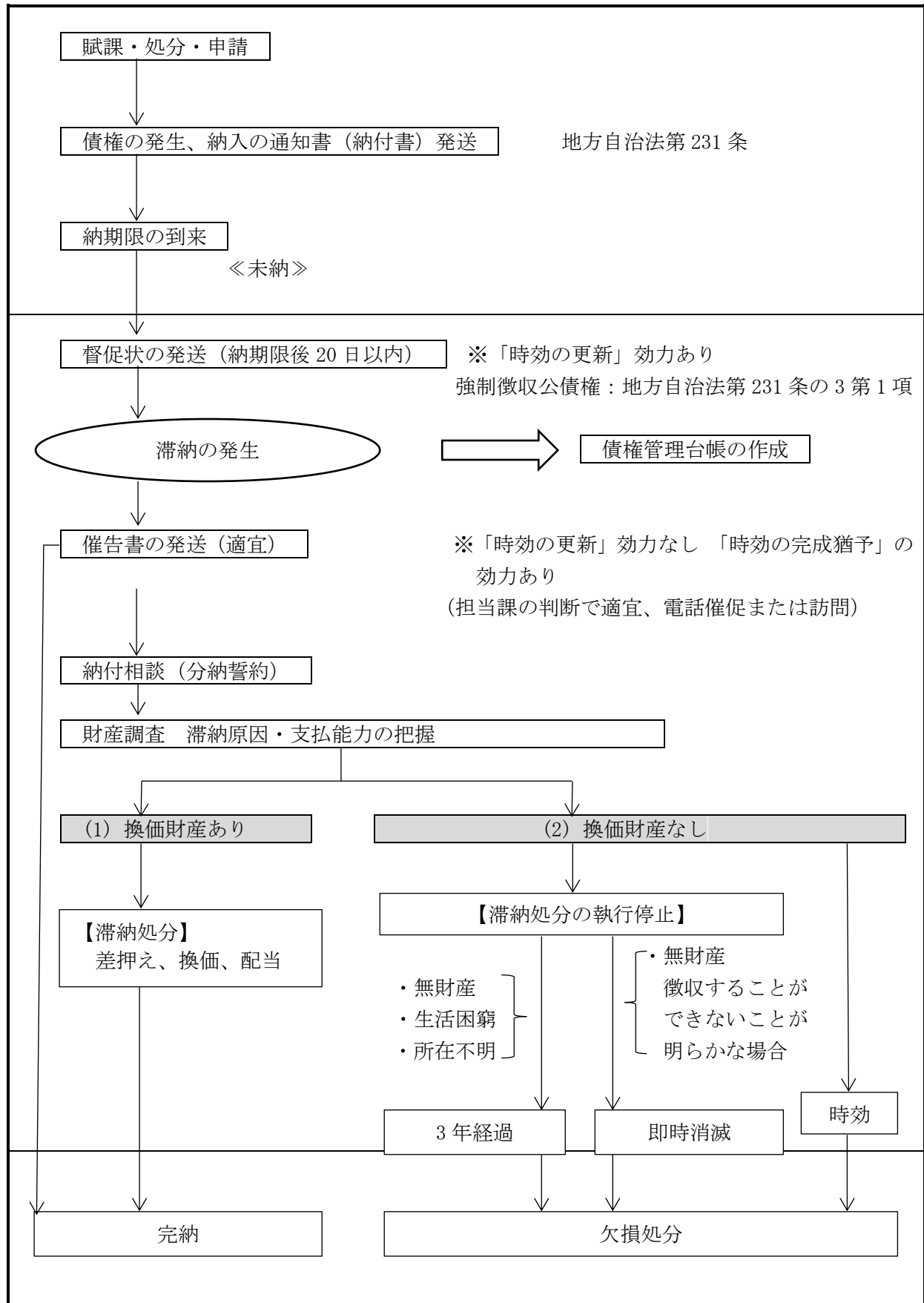
債権管理の向上を図るため、債権管理計画を策定するとともに、毎年度、徴収計画を定め、計画的な債権管理・債権回収を行う。

債権管理計画は、市全体における5か年を計画期間とする計画であり、各課の状況を取りまとめて計画を策定する。また、徴収計画は、債権に係る滞納状況、滞納金額についての徴収目標額、徴収率、徴収困難者の状況、具体的な今後の取組などを記載した計画であり、各課が当該年度の目標を立てて計画する。

3. 債権管理スケジュール

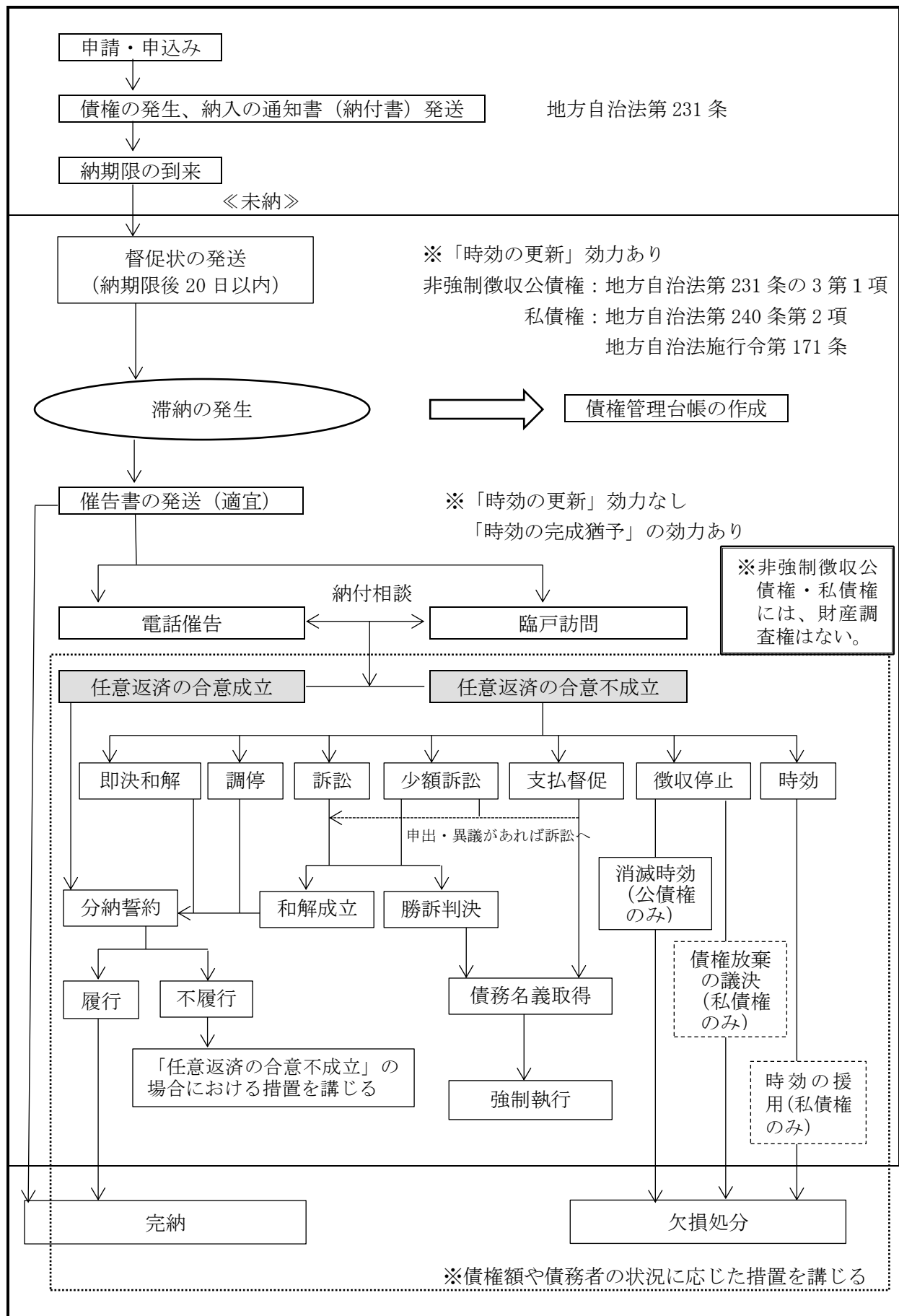
(1) 強制徴収公債権

(督促状発送後も完納しない場合)



(2) 非強制徴収公債権・私債権

(督促状発送後も完納しない場合)



4. 債権管理事務

(1) 強制徴収公債権の管理

納入の通知	地方公共団体の歳入を収入するときは、調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（地方自治法第 231 条、地方税法第 13 条）。 納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所および納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない（地方自治法施行令第 154 条第 3 項）。	
公示送達	送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでない場合または外国においてすべき送達につき困難な場合には、公示送達をすることができる。公示送達は、送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を自治体の掲示場に掲示して行い、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったとみなす（地方自治法第 231 条の 3 第 4 項、地方税法第 20 条の 2）。 公示送達の事務を怠ると、書類が送付されず、納付の通知等について送達を受けるべき者は、その納付に関し知り得ないということになるため、滞納処分を行うことができない。	
督促	督促とは	督促とは、債務者が納期限を過ぎても、なお納付をしない場合に、期限を指定してその納付を促す行為をいう。
	督促の時期	督促を発する時期については、個別の法律の規定による。税については、納期限後 20 日以内（地方税法第 329 条第 1 項）とされていることから、個別の規定がない場合には、税との均衡を保つため、納期限後 20 日以内に督促状を発することとする（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、坂出市税外収入の督促及び滞納処分に関する条例第 2 条）。
	滞納処分の要件	督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、坂出市税外収入の督促及び滞納処分に関する条例第 5 条）とされており、督促が滞納処分の前提要件となっており、督促を行わないと、滞納処分の手続ができない。
	時効の更新	法令の規定により地方自治体とする納入の通知および督促は、初回に限り時効更新の効力を有する（地方自治法第 236 条第 4 項）。

	督促手数料 および延滞 金	公債権について督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促手数料および延滞金を徴収することができる（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項、坂出市税外収入の督促及び滞納処分に関する条例第 3 条および第 4 条）。
	不服申立て	督促状には、債務者がその処分に対して不服申立てをすることができる旨および不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない（行政不服審査法第 57 条、地方税法第 19 条ほか）。不服申立てをすることができる期間は、督促の処分を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内である（地方自治法第 231 条の 3 第 6 項）。
催告	催告とは	催告とは、債務者に債務の履行を求める裁判外の請求である。督促とは異なり、単なる納期限後の請求であるが、期限の定めがない債権に係る催告については、債務者に遅滞の責任を負わせることができる（民法第 412 条）。
	時効の完成 猶予	催告のみでは、時効更新の効力は生じないが、催告をした時点から 6 か月経過するまで時効の完成が猶予される（民法第 150 条第 1 項）。 また、催告により時効の完成が猶予されている間にした再度の催告については、時効の完成猶予の効力はない（民法第 150 条第 2 項）
	催告の要領	督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行を促すため、速やかに文書、電話、訪問等による催告および折衝に着手する。 折衝は、文書だけでなく、電話、訪問等を併用し、債務者に対して意思が明確に伝わるよう、効果的な手法を選択して行う。 催告における債務者との折衝は、債務者の生活状況の正確な把握とともに、債務者の履行意思を確認し、今までの経過を十分理解してあたることが必要であり、滞納処分に進むか、徴収猶予（地方税法第 15 条）や滞納処分の停止（地方税法 15 条の 7）を行うか見極めるためにも、極めて重要な手段となる。 なお、連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行う。

【電話催告】… 督促納期限から概ね 10 日後

- ① 原則として自宅（主たる事務所）に対して行う。
- ② 時間帯は、平日昼間（業務時間内）、平日夜間（18 時以降）、休日の順として、一斉に行うなど効率的に実施する。
- ③ 電話催告は、早期納入の依頼、納入予定時期の確認を行うものとし、交渉はしない。
- ④ 電話前に債権管理台帳で未収金の状況を確認する。
- ⑤ こちらから名乗り、相手が本人であることを確認してから話をする。本人が不在のときは、配偶者以外に用件を話さず再度連絡する旨のみ告げる。
- ⑥ 債務者からの質問や依頼に対しては明確な回答をする。
- ⑦ 電話後に折衝内容を債権管理台帳に記載する。
- ⑧ 基本的に随時行い、債務者に納付の意識を持ち続けさせる。

【文書催告】…督促納期限から概ね 1 か月後

- ① 督促納期限後から 1 か月を経過したとき、1 回目の催告書を送付する。
- ② 1 回目の催告書で指定した納期限から 1 か月を経過したとき、2 回目の催告書を送付する。そのとき、連帯保証人に対して催告する旨の文書を同封する。
- ③ 給与や手当が入る時期に送付すると効果があるため、事前に給与収入が入る時期、児童手当等の手当が振り込まれる時期を考慮して送付する（電話催告や臨戸訪問も同様）。

【臨戸訪問】…督促納期限から概ね 6 か月以内

- ① 文書催告や電話催告をしても効果がない、本人と接触できない、債務者の生活態度を確認する必要があるときは、未収金の額や滞納期間から判断して臨戸訪問を行う。
- ② 債権管理台帳で折衝等の記録を確認し、原則 2 人で行く。
- ③ 不在のときは、居住の状況を確認し、同居人等から連絡先を聞く。その際、配偶者以外に滞納の情報を出さないように気をつける。
- ④ 臨戸訪問は、納入意思、滞納理由、財産調査、生活状況等を債務者と直接接触することで実態を把握するために行う。

		⑤ 債務者と会うことで、分納申請や延滞金の免除申請などの交渉を行うことができるため、あらかじめ目的をもって臨戸訪問を行わなくてはならない。 ⑥ 徴収職員証を携帯し、誠意ある毅然とした対応で臨む。 【折衝上の留意点】 ① 負担の公平性を理解してもらい、期限内履行を求める。口座振替等の支払いやすい方法を勧める。 ② 支払がない場合に、法的手続に進む可能性があることを理解させる。 ③ 債務者が率直に話せるような雰囲気を作り、確実に聞き取る努力をする。不履行の原因、収入状況、負債状況、財産状況など。裏付けとなる資料もできるだけ出してもらう。 ④ 相談に応じられることと応じられないことを峻別するため、日頃から債権に関する法令に精通するよう努める（徴収停止や免除ができる範囲等）。 ⑤ 訪問催告の際には、債務者のプライバシー等に配慮し、留守の場合の連絡用紙は封筒に入れて置いてくる。 ⑥ 支払義務のない相手に請求することがないように、相手の確認をする。 ⑦ 分納誓約などの合意を得る場合は、返済可能な計画を立てるよう助言する。 ⑧ 病気や多額の負債等で支払が困難な場合は、減免、徴収停止、免除、放棄を念頭においてその適用の要件を説明し、必要な資料を提出させる。また、状況に応じ生活保護や多重債務相談の対応または破産の申立ての手続等を紹介する。 ⑨ 納付交渉、相談に応じない、資産等があっても支払がないような場合は、法的手段をとる。
財産調査	財産調査	滞納処分の手続に着手するのか執行停止を行うのか等の判断を行うには、債務者の財産の状況を把握する必要がある。個々の債権の内容や債務者の状況に応じて異なるが、財産調査の時期は、滞納が発生した時点（債務不履行）から行う。

		強制徴収公債権の場合には、預貯金、給与、不動産、生命保険、売掛金等について金融機関、勤務先、取引先、第三債務者等に対して行うことができる（地方税法第 298 条、国税徴収法第 141 条ほか）。また、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）または官公署に対して資料提供等の協力を求めることができる（地方税法第 20 条の 11、国税徴収法第 146 条の 2）。
	情報共有	地方公務員法第 34 条第 1 項による守秘義務に加え、地方税の調査および徴収事務に関して知り得た秘密については、漏えいを禁止し、罰則を科すこととされている（地方税法第 22 条）。 ただし、強制徴収公債権の担当部署間では、情報共有が可能である（平成 19 年 3 月 27 日付け総税企第 55 号総務省自治税務局企画課長通知）。
滞納処分	滞納処分とは	滞納処分とは、強制徴収公債権において、納付すべき者が納期限までに納付せず、かつ、督促により納付を催告してもなお納付しないときに、自力執行権により滞納者の財産を差し押さえ、当該財産を公売により換価し、その換価した額から徴収する行政処分のことである。 地方税の滞納処分の例によるとされている債権については、滞納処分に関する限り、地方税の滞納処分と同一の手続によって処分すべきであり、地方税法および同法において準用している国税徴収法等も含め、地方税の滞納処分に関する手続規定は一切適用される。したがって、滞納処分のほか、督促、延滞金手続（個別法で延滞金の率が異なるものは個別法による）、還付金、加算金、充当、書類の送達（公示送達）等の規定が準用される。
	滞納処分手続	地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定される債権については、地方税の滞納処分の例により処分できるとされ、滞納処分の具体的な手続は、基本的には国税徴収法の例による（地方税法第 331 条第 6 項ほか）とされている。
		【差押え】 差押えとは、滞納者が特定財産について処分を禁止する行為をい、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日

を経過した日までに完納しないときは、財産の差押えが行われる（地方税法第 331 条第 1 項ほか）。

【財産の換価】

金銭以外の差押財産については、換価、すなわち金銭に換えなければならない（国税徴収法第 89 条）。換価は、原則として公売（入札または競り売り）によらなければならない（国税徴収法第 94 条第 1 項）。

【配当】

差押財産の売却代金等、滞納処分によって得られた金銭を租税その他の債権に配分する（国税徴収法第 128 条）。

【交付要求および参加差押え】

交付要求とは、債務者の財産について既に強制換価手続が開始されている場合には、その手続に参加して先行の強制換価代金から配当を受ける制度である（地方税法第 331 条第 4 項ほか、国税徴収法第 82 条）。

参加差押えは、交付要求の一種で、先行する滞納処分手続に参加してその換価代金から配当を受ける効力を持つほか、先行の滞納処分による差押えが解除された場合に差押えの効力が発生する（地方税法第 331 条第 5 項ほか、国税徴収法第 86 条）。

強制徴収できる債権は、国税、地方税、公課の順に優先充当が規定されており（地方税法第 14 条、国税徴収法第 8 条）、法定納期限以前に設定された質権は国税に優先する（国税徴収法第 15 条）。また、法定納期限以前に設定された抵当権は地方税に優先する（地方税法第 14 条の 10）。

	【滞納処分の停止】 滞納処分の中には、地方税法第 15 条の 7 による納入義務の消滅も含まれる。 滞納処分を行うなかで、債務者に財産がないと判断したとき、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。このとき、滞納処分の執行を停止したことを債務者に通知しなければならない。 執行停止後 3 年間経っても停止要件に該当する事実に変化がない場合、消滅時効の経過を待たず消滅する（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。ただし、執行停止に時効更新の効果はないため、停止から 3 年経過する前に時効の期間を経過した場合、時効により消滅する。 【時効による消滅】 公債権については、5 年間の消滅時効期間が経過したときは、債務者が時効の援用を行わない場合においても消滅する（地方自治法第 236 条）。時効期間経過後は、当該債権の納入を受けることはできない。 【不納欠損】 不納欠損処分とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了させる決算上の処分である。債権が消滅した場合には、納入義務者、収入科目、金額および理由を詳細に記入した不納欠損書を作成し、市長の決裁を受け、会計管理者に通知しなければならない（市会計規則第 31 条）。 【収納目標】 債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定する。この徴収計画は、毎年度 6 月末までに策定し、債権管理庁内連絡会議の承認を得なければならない。徴収計画は、債権に係る滞納状況、滞納金額についての徴収目標額、徴収率、徴収困難者の状況、具体的な今後の取組などを記載する。
--	---

(2) 非強制徴収公債権の管理

納入の通知	地方公共団体の歳入を収入するときは、調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（地方自治法第 231 条）とされている。 納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所および納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない（地方自治法施行令第 154 条第 3 項）。	
公示送達	送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでない場合または外国においてすべき送達につき困難な場合には、公示送達をすることができる。公示送達は、送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を自治体の掲示場に掲示して行い、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったとみなす（地方自治法第 231 条の 3 第 4 項）。 公示送達の事務を怠ると、書類が送付されず、納付の通知等について送達を受けるべき者は、その納付に関し知り得ないということになるため、滞納処分を行うことができない。	
督促	督促とは	督促とは、債務者が納期限を過ぎても、なお納付をしない場合に、期限を指定してその納付を促す行為をいう。
	督促の時期	督促を発する時期については、個別の法律の規定による。税については、納期限後 20 日以内（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項）とされていることから、個別の規定がない場合には、税との均衡を保つため、納期限後 20 日以内に督促状を発することとする（坂出市税外収入の督促及び滞納処分に関する条例第 2 条）。
	時効の更新	法令の規定により地方自治体ができる納入の通知および督促は、初回に限り時効更新の効力を有する（地方自治法第 236 条第 4 項）。
	督促手数料および延滞金	公債権について督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促手数料および延滞金を徴収することができる（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項、坂出市税外収入の督促及び滞納処分に関する条例第 3 条および第 4 条）。
	不服申立て	督促状には、債務者がその処分に対して不服申立てをすることができる旨および不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない（行政不服審査法第 57 条）。 不服申立てをすることができる期間は、督促の処分を受けた日の

		翌日から起算して 30 日以内である（地方自治法第 231 条の 3 第 6 項）。
催告	催告とは	催告とは、債務者に債務の履行を求める裁判外の請求である。督促とは異なり、単なる納期限後の請求であるが、期限の定めがない債権に係る催告については、債務者に遅滞の責任を負わせることができる（民法第 412 条）。
	時効の完成 猶予	催告のみでは、時効更新の効力は生じないが、催告をした時点から 6 か月経過するまで時効の完成が猶予される（民法第 150 条第 1 項）。 また、催告により時効の完成が猶予されている間にした再度の催告については、時効の完成猶予の効力はない（民法第 150 条第 2 項）
	催告の要領	督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行を促すため、速やかに文書、電話、訪問等による催告および折衝に着手する。 折衝は、文書だけでなく、電話、訪問等を併用し、債務者に対して意思が明確に伝わるよう、効果的な手法を選択して行う。 催告における債務者との折衝は、債務者の生活状況の正確な把握とともに、債務者の履行意思を確認し、今までの経過を十分理解してあたる必要があるとあり、強制執行に進むか、履行延期の特約等を行うかの見極めをするためにも、極めて重要な手段となる。 なお、連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行う。 【電話催告】…督促納期限から概ね 10 日後 ① 原則として自宅（主たる事務所）に対して行う。 ② 時間帯は、平日昼間（業務時間内）、平日夜間（18 時以降）、休日の順として、一斉に行うなど効率的に実施する。 ③ 電話催告は、早期納入の依頼、納入予定時期の確認を行うものとし、交渉はしない。 ④ 電話前に債権管理台帳で未収金の状況を確認する。 ⑤ こちらから名乗り、相手が本人であることを確認してから話をする。本人が不在のときは、配偶者以外に用件を話さず再度連絡する旨のみ告げる。 ⑥ 債務者からの質問や依頼に対しては明確な回答をする。

- ⑦ 電話後に折衝内容を債権管理台帳に記載する。
- ⑧ 基本的に随時行い、債務者に納付の意識を持ち続けさせる。

【文書催告】…督促納期限から概ね1か月後

- ① 督促納期限後から1か月を経過したとき、1回目の催告書を送付する。
- ② 1回目の催告書で指定した納期限から1か月を経過したとき、2回目の催告書を送付する。そのとき、連帯保証人に対して催告する旨の文書を同封する。
- ③ 給与や手当が入る時期に送付すると効果があるため、事前に給与収入が入る時期、児童手当等の手当が振り込まれる時期を考慮して送付する（電話催告や臨戸訪問も同様）。

【臨戸訪問】…督促納期限から概ね6か月以内

- ① 文書催告や電話催告をしても効果がない、本人と接触できない、債務者の生活態度を確認する必要があるときは、未収金の額や滞納期間から判断して臨戸訪問を行う。
- ② 債権管理台帳で折衝等の記録を確認し、原則2人で行く。
- ③ 不在のときは、居住の状況を確認し同居人等から連絡先を聞く。その際、配偶者以外に滞納の情報を出さないように気をつける。
- ④ 臨戸訪問は、納入意思、滞納理由、財産調査、生活状況等を債務者と直接接触することで実態を把握するために行う。
- ⑤ 債務者と会うことで、分納申請や延滞金の免除申請などの交渉を行うことができるため、あらかじめ目的をもって臨戸訪問を行わなくてはならない。
- ⑥ 債務者との折衝に当たっては、誠意ある毅然とした対応で臨む。

【折衝上の留意点】

- ① 負担の公平性を理解してもらい、期限内履行を求める。口座振替等の支払いやすい方法を勧める。
- ② 支払がない場合に、法的手続に進む可能性があることを理解させる。
- ③ 債務者が率直に話せるような雰囲気を作り、確実に聞き取る努力をする。不履行の原因、収入状況、負債状況、財産状況など。裏付けとなる資料もできるだけ出してもらう。

	④ 相談に応じられることと応じられないことを峻別するため、日頃から債権に関する法令に精通するよう努める（徴収停止や免除ができる範囲等）。 ⑤ 訪問催告の際には、債務者のプライバシー等に配慮し、留守の場合の連絡用紙は封筒に入れて置いてくる。 ⑥ 支払義務のない相手に請求することがないように、相手の確認をする。 ⑦ 分納誓約などの合意を得る場合は、返済可能な計画を立てるよう助言する。 ⑧ 病気や多額の負債等で支払が困難な場合は、減免、徴収停止、免除、放棄を念頭においてその適用の要件を説明し、必要な資料を提出させる。また、状況に応じ生活保護や多重債務相談の対応または破産の申立ての手続等を紹介する。 ⑨ 納付交渉、相談に応じない、資産等があっても支払がないような場合は、法的手段をとる。
財産調査	強制徴収公債権とそれ以外の債権とでは、財産調査のできる範囲、手法等に違いがある。強制徴収できる債権の場合は、国税徴収法の規定が準用されることから、預貯金、生命保険、保証金等の調査を行うことができるが、強制徴収できない債権の場合は、法人土地建物登記簿謄本（登記事項証明書）や自動車登録事項証明書等の一部を除き、預貯金等金融機関調査や敷金、保証金等その他債権に関する財産調査について、法令上、弁護士または法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者以外の者は行えない（弁護士法第 23 条の 2、債権管理回収業に関する特別措置法第 11 条）。そのため、債務者の生活状況等の聞き取りが中心となり、また、許可処分の前に未納の場合に法的手段をとることを念押しするなど事前の対応が重要である。 【独自で調査できるもの】 ① 住民票（住民基本台帳法第 11 条、第 12 条の 2） ② 戸籍謄本（戸籍法第 10 条の 2 第 2 項） ③ 不動産登記簿（不動産登記法第 119 条～第 121 条） ④ 商業登記簿（商業登記法第 10 条～第 11 条の 2） ⑤ 自動車登録事項等証明書（道路運送車両法第 22 条） 自動車登録番号および車台番号下 7 桁が必要

	⑥ 事件記録（民事訴訟法第 91 条、民事執行法第 20 条、刑事訴訟法第 53 条）	
	【弁護士に依頼し調査できるもの】 ① 所在調査 ② 預金口座 ③ 生命保険の解約返戻金請求権など	
強制執行等	強制徴収公債権以外の債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行等の措置をとらなければならない（地方自治法施行令第 171 条の 2）。なお、訴えの提起については議会の議決が必要であるが、市長の専決処分の指定について（平成 2 年 3 月 22 日議決）により、訴えの提起、和解および調停で、目的物の価額が 200 万円以下のものに関しては、市長において専決処分することができる。	
	担保権の実行	担保の付されている債権または保証人の保証がある債権については、担保の処分、もしくは競売その他の担保権の実行または保証人に対して履行を請求する。
	債務名義の取得	担保権や保証人が設定されておらず、かつ、債務名義が取得されていない債権については、訴訟手続による履行請求を行い、債務名義を取得することが必要になる。
		【債務名義とは】 債務名義とは、強制執行が予定されている私法上の徴収権の存在、範囲、債権者および債務者を公に証明し、法律がこれに執行力を認めた公の文書のことである。強制執行を行うためには、債務名義が必要となる（民事執行法第 25 条）。債務名義には以下のものがある（民事執行法第 22 条）。 ① 確定判決 ② 仮執行宣言付判決 ③ 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判 ④ 仮執行宣言付損害賠償命令 ⑤ 仮執行宣言付支払督促 ⑥ 訴訟費用等の額を定める裁判所書記官の処分 ⑦ 執行証書 ⑧ 確定した執行判決のある外国裁判所の判決

- ⑨ 確定した執行決定のある仲裁判断
- ⑩ 確定判決と同一の効力を有するもの

【通常訴訟】…民事訴訟法第 133 条

通常訴訟とは、民事訴訟法の原則的規定に従った通常の訴訟をいう。金銭の支払だけではなく、建物の明渡しなどの請求も可能であるため、貸付債権の回収から各サービスの利用料の滞納者への対応まで幅広い対応が可能である。なお、訴訟を提起するには、あらかじめ議会の議決を得ておく必要がある（地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号）。

【少額訴訟】…民事訴訟法第 368 条～第 381 条

少額訴訟とは、少額の民事上の紛争について、紛争額に見合った時間と費用（経済的負担）と労力で、効果的に紛争を解決できるように手続をできる限り簡易にして迅速な解決を可能にしたものである。少額訴訟には、以下の特徴がある。

- ① 訴訟の目的の価額が 60 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする。
- ② 少額訴訟は、同一の簡易裁判所には年間 10 回までしか起こすことができない。
- ③ 被告の申述があった場合には、通常の訴訟手続に移行する。
- ④ 原則として、1 回の口頭弁論期日で審理が完了する。
- ⑤ 少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

【支払督促】（民事訴訟法第 382 条～第 396 条）

支払督促とは、債権者の申立てのみを簡易裁判所書記官が書面で審査し、支払督促を発布し、債務者から異議が申し立てられない場合には債権者に債務名義を取得させる制度をいう。その特徴は以下のとおりである。

- ① 申立ての審査は、書面でのみ行われ、裁判所に出頭する必要はない。
- ② 支払督促の送達から 2 週間以内に債務者から督促異議の申立てがされない場合には、裁判所に支払督促への仮執行宣言の付記を申し立て、債務名義を取得することができる。
- ③ 支払督促の申立てには、議会の議決は必要ない。ただし、督促

		異議の申立てがあったときは、訴えの提起があったものとみなされ、議会の議決が必要となる。
		【起訴前の和解】…民事訴訟法第 275 条 起訴前の和解とは、民事上の争いについて当事者間で合意できるであろうという場合に簡易裁判所に対し和解の申立てをし、合意の結果を調書に記載することによって、訴訟上の和解としての効力（民事訴訟法第 267 条）を得ることができる簡便な手続である。その特徴は以下のとおりである。 ① 必要な手続は、起訴前の和解申立書の提出と期日の出頭のみであり、通常 1 回程度の期日で和解が成立する。 ② 申立手数料は、請求の価格にかかわらず 2,000 円（民事訴訟費用等に関する法律第 3 条別表第 1 の第 9 項）と低廉である。 ③ 起訴前の和解を申し立てるには、あらかじめ議会の議決が必要である（地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号）。
		【民事調停】 民事調停とは、当事者の互譲の精神をもってする自主的な話し合いによる合意を尊重し、その合意が違法または著しく不当でない場合に、これを調書に記載することによって、訴訟上の和解と同一の効力を持たせる制度である（民事調停法第 16 条）。
履行延期の特約等	強制執行	債務名義のある債権については、強制執行の手続をとることとされている。強制執行とは、国の執行機関（執行裁判所および執行官）が、債権者の債権を強制的に実現させる制度である。強制執行は、権利の内容によって、金銭の支払を目的とする請求権を実現するための金銭執行と、金銭の支払を目的としない請求権を実現するための非金銭執行に分類される。金銭執行は、債権者の申立てにより、債務者の財産を差し押さえ、これを直接交付したり、換価し、配当等を行ったりして債権を実現させる。
	地方自治法施行令では、長がとることのできる措置として、徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5）、履行延期の特約等（地方自治法施行令第 171 条の 6）、免除（地方自治法施行令第 171 条の 7）を定めている。	
	履行延期の特約等	履行延期の特約とは、具体的には滞納金を分納させたり、もともと分納の予定であった 1 回あたりの償還金額を減額したり、文字ど

	おり徴収を一定期間猶予したりすることを指す。 履行延期の特約ができる場合については、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項に規定がある。 ① 債務者が無資力またはこれに近い状態にあるとき。 ② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。 ③ 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。 ④ 損害賠償金または不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。 ⑤ 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、①から③までに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。 履行延期の特約をすべきか判断する際に重要な点は、履行延期の特約をすることが、市の徴収上有利であると認められるかどうかであり、徴収上有利でない場合には、強制執行または徴収停止の段階に進むことが望ましい。 履行延期の特約を行う際には、書面で契約書として取り交わし、債権管理台帳とともにフォルダに管理する。なお、契約にあたっては、担保を提供させる、期限の利益喪失条項を契約書に盛り込む、強制執行認諾条項付公正証書を作成する等、債務不履行に備えた措置を講じる必要がある。
徴収停止	徴収停止とは、具体的には債務者が行方不明になったり、法人である債務者が事業を休止したりして事実上徴収ができなくなる場合

	や、金額が少額で訴訟等の手段をとることが経済的合理性に欠ける場合に、以降その債権の保全および取立てを停止する措置である。 徴収停止ができる場合については、地方自治法施行令第 171 条の 5 に規定がある。 ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。 ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。 ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。 強制執行の費用は差し押さえるべき財産の種類によって異なるから、①②の該当性は、強制執行の措置をとるに経済的合理性があるのかという観点からそれぞれの案件に応じて判断すべきである。 なお、徴収停止は、単に地方自治体の内部においてする整理に過ぎず、債務の内容を変更するものではない。したがって、徴収停止をしたことを債務者に通知する必要はなく、債務者が自発的に債務を履行するときは、その弁済を受領できる。 また、徴収停止は債権の消滅事由ではないため、債権を消滅させるためには、地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定に基づき免除するか、時効によらなければならない。徴収停止期間中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を捕捉するなどし、債務者の資産状況が好転した場合等、事情の変更があったときは、徴収停止の措置を撤回しなければならない。
免除	履行延期の特約または処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権およびこれに係る損害賠償金等を免除することができる。免除については、議会の議決は要しない。

時効による 消滅	公債権については、5年間の消滅時効期間が経過したときは、債務者が時効の援用を行わない場合においても消滅する（地方自治法第236条）。時効期間経過後は、当該債権の納入を受けることはできない。
不納欠損	不納欠損処分とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了させる決算上の処分である。債権が消滅した場合には、納入義務者、収入科目、金額および理由を詳細に記入した不納欠損書を作成し、市長の決裁を受け、会計管理者に通知しなければならない（市会計規則第31条）。
収納目標	債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定する。この徴収計画は、毎年度6月末までに策定し、債権管理庁内連絡会議の承認を得なければならない。徴収計画は、債権に係る滞納状況、滞納金額についての徴収目標額、徴収率、徴収困難者の状況、具体的な今後の取組などを記載する。

(3) 私債権の管理

債権の発生	私債権は、公債権とは異なり、行政の処分でなく契約により発生する債権であることから、債権の発生時点において、今後の債権管理に必要な措置をとらなければならない。
申込み	債権の管理を適正に行うためには、債務者が誰なのかということをはきちんと明らかにしておく必要があるため、必ず身分証明書（できれば写真入りのもの）で本人確認を行う。 返済や支払の計画については、きちんと財産状況の聞き取りを行い、返済や支払の意思を確認しておく必要がある。
担保の請求	一般的な担保としては、保証人が挙げられる。保証人は基本的には連帯保証人とするのが実効的である。 なお、保証人を立てる場合には、保証人の本人確認および保証意思確認を必ず行い、保証人の財産状態の聞き取りをはきちんと行ったうえで、書面によりその旨を保存しておく必要がある。
決定	決定は、私法上の債権の場合には、あくまで契約に基づく行為であり、行政処分ではない。このため、決定通知書または契約書には以下の事項を記載しなければならない。 ① 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、遅延損害金として一定の基準により計算した金額を市に納付しなければならないこと。 ② 分割して弁済させることになっている債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったときは、当該債権の全部または一部について、履行期限を繰り上げることができること。 ③ 担保の付されている債権について、担保の価値が減少し、または保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、市の請求に応じ、増担保の提供または保証人の変更その他担保の変更を行わなければならないこと。 ④ 当該債権の保全上必要があるときは、債務者または保証人に対し、その業務または資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、または参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めること。

		⑤ 債務者が③④に掲げる事項についての定めに従わないときは、当該債権の全部または一部について、履行期限を繰り上げることができること。
納入の通知	地方公共団体の歳入を収入するときは、調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（地方自治法第 231 条）とされている。 納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所および納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない（地方自治法施行令第 154 条第 3 項）。	
公示送達	私債権の書類の送達および公示送達については、地方自治法に規定されていないため、民法の一般原則によることとなる。 公示送達については、民法第 98 条の規定により「公示による意思表示」を行う。これは、送達を受けるべき者の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に申立てを行い、当該裁判所の掲示板への掲示をするとともに、その掲示があった旨を官報に少なくとも 1 回掲載するものである。なお、裁判所が認めた場合は、官報の掲載に代えて、市役所の掲示場に掲示することができる。最後に官報に掲載した日または市役所の掲示場に掲示をした日から 2 週間を経過したときに、相手に到達したものとみなされる。	
督促	督促とは	督促とは、債務者が納期限を過ぎても、なお納付をしない場合に、期限を指定してその納付を促す行為をいう。
	督促の時期	督促を発する時期については、個別の法律の規定による。税については、納期限後 20 日以内（地方税法第 329 条第 1 項ほか）とされていることから、個別の規定がない場合には、税との均衡を保つため、納期限後 20 日以内に督促状を発することとする（坂出市税外収入の督促及び滞納処分に関する条例第 2 条）。
	時効の更新	法令の規定により地方自治体ができる納入の通知および督促は、初回に限り時効更新の効力を有する（地方自治法第 236 条第 4 項）。私債権に係る督促についても、地方自治法施行令第 171 条が法令の規定とされるため、時効更新の効力を有することとなる。
	遅延損害金	私債権については、督促手数料および延滞金を徴収することはできず、民法に基づく遅延損害金のみ徴収することができる（民法第 419 条）。

	不服申立て	私債権は、行政の処分により発生したものではないため、教示文は必要ない。
催告	催告とは	催告とは、債務者に債務の履行を求める裁判外の請求である。督促とは異なり、単なる納期限後の請求であるが、期限の定めがない債権に係る催告については、債務者に遅滞の責任を負わせることができる（民法第 412 条）。
	時効の完成猶予	催告のみでは、時効更新の効力は生じないが、催告をした時点から 6 か月経過するまで時効の完成が猶予される（民法第 150 条第 1 項）。 また、催告により時効の完成が猶予されている間にした再度の催告については、時効の完成猶予の効力はない（民法第 150 条第 2 項）
	催告の要領	督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行を促すため、速やかに文書、電話、訪問等による催告および折衝に着手する。 折衝は、文書だけでなく、電話、訪問等を併用し、債務者に対して意思が明確に伝わるよう、効果的な手法を選択して行う。 催告における債務者との折衝は、債務者の生活状況の正確な把握とともに、債務者の履行意思を確認し、今までの経過を十分理解してあたることが必要であり、強制執行に進むか、履行延期の特約等を行うかの見極めをするためにも、極めて重要な手段となる。 なお、連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行う。 【電話催告】…督促納期限から概ね 10 日後 ① 原則として自宅（主たる事務所）に対して行う。 ② 時間帯は、平日昼間（業務時間内）、平日夜間（18 時以降）、休日の順として、一斉に行うなど効率的に実施する。 ③ 電話催告は、早期納入の依頼、納入予定時期の確認を行うものとし、交渉はしない。 ④ 電話前に債権管理台帳で未収金の状況を確認する。 ⑤ こちらから名乗り、相手が本人であることを確認してから話をする。本人が不在のときは、配偶者以外に用件を話さず再度連絡する旨のみ告げる。

- ⑥ 債務者からの質問や依頼に対しては明確な回答をする。
- ⑦ 電話後に折衝内容を債権管理台帳に記載する。
- ⑧ 基本的に随時行い、債務者に納付の意識を持ち続けさせる。

【文書催告】…督促納期限から概ね1か月後

- ① 督促納期限後から1か月を経過したとき、1回目の催告書を送付する。
- ② 1回目の催告書で指定した納期限から1か月を経過したとき、2回目の催告書を送付する。そのとき、連帯保証人に対して催告する旨の文書を同封する。
- ③ 給与や手当が入る時期に送付すると効果があるため、事前に給与収入が入る時期、児童手当等の手当が振り込まれる時期を考慮して送付する（電話催告や臨戸訪問も同様）。

【臨戸訪問】…督促納期限から概ね6か月以内

- ① 文書催告や電話催告をしても効果がない、本人と接触できない、債務者の生活態度を確認する必要があるときは、未収金の額や滞納期間から判断して臨戸訪問を行う。
- ② 債権管理台帳で折衝等の記録を確認し、原則2人で行く。
- ③ 不在のときは、居住の状況を確認し同居人等から連絡先を聞く。その際、配偶者以外に滞納の情報を出さないように気をつける。
- ④ 臨戸訪問は、納入意思、滞納理由、財産調査、生活状況等を債務者と直接接することで実態を把握するために行う。
- ⑤ 債務者と会うことで、分納申請や延滞金の免除申請などの交渉を行うことができるため、あらかじめ目的をもって臨戸訪問を行わなくてはならない。
- ⑥ 債務者との折衝に当たっては、誠意ある毅然とした対応で臨む。

【折衝上の留意点】

- ① 負担の公平性を理解してもらい、期限内履行を求める。口座振替等の支払いやすい方法を勧める。
- ② 支払がない場合に、法的手続に進む可能性があることを理解させる。
- ③ 債務者が率直に話せるような雰囲気を作り、確実に聞き取る努

		力をする。不履行の原因、収入状況、負債状況、財産状況など。裏付けとなる資料もできるだけ出してもらう。 ④ 相談に応じられることと応じられないことを峻別するため、日頃から債権に関する法令に精通するよう努める（徴収停止や免除ができる範囲等）。 ⑤ 訪問催告の際には、債務者のプライバシー等に配慮し、留守の場合の連絡用紙は封筒に入れて置いてくる。 ⑥ 支払義務のない相手に請求することがないように、相手の確認をする。 ⑦ 分納誓約などの合意を得る場合は、返済可能な計画を立てるよう助言する。 ⑧ 病気や多額の負債等で支払が困難な場合は、減免、徴収停止、免除、放棄を念頭においてその適用の要件を説明し、必要な資料を提出させる。また、状況に応じ生活保護や多重債務相談の対応または破産の申立ての手続等を紹介する。 ⑨ 納付交渉、相談に応じない、資産等があっても支払がないような場合は、法的手段をとる。
財産調査	強制徴収公債権とそれ以外の債権とでは、財産調査のできる範囲、手法等に違いがある。強制徴収できる債権の場合は、国税徴収法の規定が準用されることから、預貯金、生命保険、保証金等の調査を行うことができるが、強制徴収できない債権の場合は、法人土地建物登記簿謄本（登記事項証明書）や自動車登録事項証明書等の一部を除き、預貯金等金融機関調査や敷金、保証金等その他債権に関する財産調査について、法令上、弁護士または法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者以外の者は行えない（弁護士法第 23 条の 2、債権管理回収業に関する特別措置法第 11 条）。そのため、債務者の生活状況等の聞き取りが中心となり、また、許可処分の前に未納の場合に法的手段をとることを念押しするなど事前の対応が重要である。	
	独自で調査できるもの	① 住民票（住民基本台帳法第 11 条、第 12 条の 2） ② 戸籍謄本（戸籍法第 10 条の 2 第 2 項） ③ 不動産登記簿（不動産登記法第 119 条～第 121 条） ④ 商業登記簿（商業登記法第 10 条～第 11 条の 2）

		⑤ 自動車登録事項等証明書（道路運送車両法第 22 条） 自動車登録番号および車台番号下 7 桁が必要 ⑥ 事件記録（民事訴訟法第 91 条、民事執行法第 20 条、刑事訴訟法第 53 条）
	弁護士に依頼し調査できるもの	① 所在調査 ② 預金口座 ③ 生命保険の解約返戻金請求権など
強制執行等	強制徴収公債権以外の債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行等の措置をとらなければならない（地方自治法施行令第 171 条の 2）。なお、訴えの提起については議会の議決が必要であるが、市長の専決処分の指定について（平成 2 年 3 月 22 日議決）により、訴えの提起、和解および調停で、目的物の価額が 200 万円以下のものに関しては、市長において専決処分することができる。	
	担保権の実行	担保の付されている債権または保証人の保証がある債権については、担保の処分、もしくは競売その他の担保権の実行または保証人に対して履行を請求する。
	債務名義の取得	担保権や保証人が設定されておらず、かつ、債務名義が取得されていない債権については、訴訟手続による履行請求を行い、債務名義を取得することが必要になる。 【債務名義とは】 債務名義とは、強制執行が予定されている私法上の徴収権の存在、範囲、債権者および債務者を公に証明し、法律がこれに執行力を認めた公の文書のことである。強制執行を行うためには、債務名義が必要となる（民事執行法第 25 条）。債務名義には以下のものがある（民事執行法第 22 条）。 ① 確定判決 ② 仮執行宣言付判決 ③ 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判 ④ 仮執行宣言付損害賠償命令 ⑤ 仮執行宣言付支払督促 ⑥ 訴訟費用等の額を定める裁判所書記官の処分

- ⑦ 執行証書
- ⑧ 確定した執行判決のある外国裁判所の判決
- ⑨ 確定した執行決定のある仲裁判断
- ⑩ 確定判決と同一の効力を有するもの

【通常訴訟】…民事訴訟法第 133 条

通常訴訟とは、民事訴訟法の原則的規定に従った通常の訴訟をいう。金銭の支払だけではなく、建物の明渡しなどの請求も可能であるため、貸付債権の回収から各サービスの利用料の滞納者への対応まで幅広い対応が可能である。なお、訴訟を提起するには、あらかじめ議会の議決を得ておく必要がある（地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号）。

【少額訴訟】…民事訴訟法第 368 条～第 381 条

少額訴訟とは、少額の民事上の紛争について、紛争額に見合った時間と費用（経済的負担）と労力で、効果的に紛争を解決できるように手続をできる限り簡易にして迅速な解決を可能にしたものである。少額訴訟には、以下の特徴がある。

- ① 訴訟の目的の価額が 60 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする。
- ② 少額訴訟は同一の簡易裁判所には年間 10 回までしか起こすことができない。
- ③ 被告の申述があった場合には、通常の訴訟手続に移行する。
- ④ 原則として、1 回の口頭弁論期日で審理が完了する。
- ⑤ 少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

【支払督促】…民事訴訟法第 382 条～第 396 条

支払督促とは、債権者の申立てのみを簡易裁判所書記官が書面で審査し、支払督促を發布し、債務者から異議が申し立てられない場合には債権者に債務名義を取得させる制度をいう。その特徴は以下のとおりである。

- ① 申立ての審査は、書面でのみ行われ、裁判所に出頭する必要はない。

	② 支払督促の送達から2週間以内に債務者から督促異議の申立てがされない場合には、裁判所に支払督促への仮執行宣言の付記を申し立て、債務名義を取得することができる。 ③ 支払督促の申立てには、議会の議決は必要ない。ただし、督促異議の申立てがあったときは、訴えの提起があったものとみなされ、議会の議決が必要となる。 【起訴前の和解】…民事訴訟法第275条 起訴前の和解とは、民事上の争いについて当事者間で合意できるであろうという場合に簡易裁判所に対し和解の申立てをし、合意の結果を調書に記載することによって、訴訟上の和解としての効力（民事訴訟法第267条）を得ることができる簡便な手続である。その特徴は以下のとおりである。 ① 必要な手続は、起訴前の和解申立書の提出と期日の出頭のみであり、通常1回程度の期日で和解が成立する。 ② 申立手数料は、請求の価格にかかわらず2,000円（民事訴訟費用等に関する法律第3条別表第1の第9項）と低廉である。 ③ 起訴前の和解を申し立てるには、あらかじめ議会の議決が必要である（地方自治法第96条第1項第12号）。 【民事調停】 民事調停とは、当事者の互譲の精神をもってする自主的な話し合いによる合意を尊重し、その合意が違法または著しく不当でない場合に、これを調書に記載することによって、訴訟上の和解と同一の効力を持たせる制度である（民事調停法第16条）。
強制執行	債務名義のある債権については、強制執行の手続をとることとされている。強制執行とは、国の執行機関（執行裁判所および執行官）が、債権者の債権を強制的に実現させる制度である。強制執行は、権利の内容によって、金銭の支払を目的とする請求権を実現するための金銭執行と、金銭の支払を目的としない請求権を実現するための非金銭執行に分類される。金銭執行は、債権者の申立てにより、債務者の財産を差し押さえ、これを直接交付したり、換価し、配当

		等をしたりして債権を実現させる。
履行延期の特約等	地方自治法施行令では、長がとることのできる措置として、徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5）、履行延期の特約等（地方自治法施行令第 171 条の 6）、免除（地方自治法施行令第 171 条の 7）を定めている。	
	履行延期の特約等	履行延期の特約とは、具体的には滞納金を分納させたり、もともと分納の予定であった 1 回あたりの償還金額を減額したり、文字どおり徴収を一定期間猶予したりすることを指す。 履行延期の特約ができる場合については、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項に規定がある。 ① 債務者が無資力またはこれに近い状態にあるとき。 ② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。 ③ 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。 ④ 損害賠償金または不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。 ⑤ 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、①から③までに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。 履行延期の特約をすべきか判断する際に重要な点は、履行延期の特約をすることが、市の徴収上有利であると認められるかどうかであり、徴収上有利でない場合には、強制執行または徴収停止の段階に進むことが望ましい。

	履行延期の特約を行う際には、書面で契約書として取り交わし、債権管理台帳とともにフォルダに管理する。なお、契約にあたっては、担保を提供させる、期限の利益喪失条項を契約書に盛り込む、強制執行認諾条項付公正証書を作成する等、債務不履行に備えた措置を講じる必要がある。
徴収停止	徴収停止とは、具体的には債務者が行方不明になったり、法人である債務者が事業を休止したりして事実上徴収ができなくなる場合や、金額が少額で訴訟等の手段をとることが経済的合理性に欠ける場合に、以降その債権の保全および取立てを停止する措置である。 徴収停止ができる場合については、地方自治法施行令第 171 条の 5 に規定がある。 ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。 ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。 ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。 強制執行の費用は差し押さえるべき財産の種類によって異なるから、①②の該当性は、強制執行の措置をとるに経済的合理性があるのかという観点からそれぞれの案件に応じて判断すべきである。 なお、徴収停止は、単に地方自治体の内部においてする整理に過ぎず、債務の内容を変更するものではない。したがって、徴収停止をしたことを債務者に通知する必要はなく、債務者が自発的に債務を履行するときは、その弁済を受領できる。 また、徴収停止は債権の消滅事由ではないため、債権を消滅させるためには、地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定に基づき免除す

		るか、時効によらなければならない。徴収停止期間中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を捕捉するなどし、債務者の資産状況が好転した場合等、事情の変更があったときは、徴収停止の措置を撤回しなければならない。
	免除	履行延期の特約または処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権およびこれに係る損害賠償金等を免除することができる。免除については、議会の議決は要しない。
債権の消滅	地方自治体の債権の時効による消滅については、地方自治法第 236 条第 2 項において、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、時効の利益を放棄することができないとされている。私債権については、民法が特別の定めに応たるため、当事者が時効の援用をしなければ債権は消滅しない（民法第 145 条）。そのため、私債権の消滅事由は以下に限られる。 ① 債権の時効期間が経過し、当事者が時効の援用をしたとき。 ② 地方自治法施行令第 171 条の 7 に基づき、債務の免除をしたとき。 ③ 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を得て権利を放棄したとき。	
不納欠損	不納欠損処分とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了させる決算上の処分である。債権が消滅した場合には、納入義務者、収入科目、金額および理由を詳細に記入した不納欠損書を作成し、市長の決裁を受け、会計管理者に通知しなければならない（市会計規則第 31 条）。	
収納目標	債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定する。この徴収計画は、毎年度 6 月末までに策定し、債権管理庁内連絡会議の承認を得なければならない。徴収計画は、債権に係る滞納状況、滞納金額についての徴収目標額、徴収率、徴収困難者の状況、具体的な今後の取組などを記載する。	

第4 会計上の処理

1. 不納欠損の手続

自力執行権のある債権の即不納欠損対象となる執行停止及び自力執行権のない債権における次の場合は、不納欠損の手続を行わなければならない。

(1) 免除

地方自治法施行令第171条の7の規定により免除の措置を取った場合

(2) 債権の放棄

委任専決されているものは、専決処分後、それ以外のものは、議決後欠損処理を実施する。

(3) 時効

① 地方自治法第236条第1項による収入の場合は、時効の援用不可

行政財産の目的外使用料、手数料収入（し尿・ごみ袋）等

② 民法の時効を適用する収入は、時効の援用必要

市営住宅・土地貸付料・病院等

* 分納誓約・提訴・公示送達などで時効の更新を行うのが本来であるため、やむを得ない時に限る。

(4) 債権の消滅（弁済及びこれに準ずる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由）

① 法人について破産手続が終了した場合（破産手続終結決定、破産廃止等）では、法人格が消滅し、法人が負担していた場合の債務も消滅する（最高裁判例 H15. 3. 14）。

民事再生（個人民事再生を含む）、会社更生、特別清算等の法的手続きの完了で債権が消滅した場合、市が提起した貸金返還訴訟で敗訴判決が確定した場合も同様である。

これに対して、個人の破産は、債務者が免責されても責任がなくなるだけで、債権そのものはなくならないので、不納欠損する場合は、権利の放棄の手続をしなければならない。

② 法人破産の手続が終了したことは、裁判所が発行する「破産手続終結決定書」、「破産手続廃止決定証明書」を入手することにより確認する。破産した法人の登記事項証明書によっても確認できる。

③ 民事再生のときは、弁済計画どおりに弁済されたことが確認されたときに欠損処理をする（再生計画後、取消しや変更がありうるのでこの確認をもって行う）。

④ 特別清算の場合には、配当金を受領したことを確認した上で、裁判所の終結決定（会社法第573条）の写しを提出させて欠損処理をする。ただし、保証人がついているときは、保証債務との関係で、保証債務が存続する限り、主たる債務も存続しているものとして扱うのが妥当であり、この場合は欠損処理を行わない。

第5 参考

関係法令

- 地方自治法（抜粋）
- 地方自治法施行令（抜粋）
- 民事訴訟法（抜粋）
- 国税徴収法（抜粋）
- 地方税法（抜粋）
- 破産法（抜粋）
- 民法（抜粋）
- 民事執行法（抜粋）
- 行政不服審査法（抜粋）
- 市長の専決処分事項の指定について
- 坂出市税外収入の督促及び滞納処分に関する条例
- 坂出市会計規則（抜粋）
- 坂出市債権管理庁内連絡会議設置要綱